

別紙 1 戦略作物生産拡大支援

第 1 事業の実施方針

我が国の食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の需要拡大、生産性向上等を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦及び飼料用米、加工用米、米粉用米その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系、栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は適正な輪作体系の確立に資する作物ごとの農地集約に向けた取組を実施する効率的な作付体系への転換支援事業
- ② 品種育成者又は実需者が中心となり、ニーズのある輸出用米、中食・外食向け及び加工用米等並びに麦・大豆の品種の供給拡大に向けて、複数の種子場において種子生産の拡大を図る場合に必要となる経費や、これらに取り組む種子場が新たに原種生産に取り組む場合に必要な機械の導入を支援する需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業
- ③ 我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
Ⅰのとおりとする。
- 2 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業
Ⅱのとおりとする。
- 3 大豆価格形成安定化事業
Ⅲのとおりとする。

I 作付体系転換支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される作付体系転換推進検討会を開催する。

(2) 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

(3) 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証を行うほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

(4) 新技術等を用いた大規模技術・経営実証

(3)の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3)及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等普及研修会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1)に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県

における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。

- (3) 事業実施主体が本要領別表 1 の 1 (1) の大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、当該協議会が都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。

ア 都道府県、農業関係団体、農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

- (1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストをおおむね1割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3平均と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収をおおむね1割以上増加させることとする。

- (2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から3年以内とする。

4 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 有効性・新規性

ア 土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。

イ 実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。

ウ 新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。

エ 当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。

オ 本事業で今まで採択されていない取組であるか。

- (2) 妥当性

ア 事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。

イ 生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥

当か。

ウ 試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。

エ 事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。

オ 生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・農地プラン又は地域計画（ただし、令和5年度中に限り、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成したものをいう。）を作成し、策定に向けた協議の場の設置を予定している場合を含む。）が作成されているか。

（3）加算

申請者が以下の項目に該当していると認められるか。

ア 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画

② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

イ 農業機械の自動走行・直進走行や機械収穫に適した形質を有する品種の導入、畝間の拡大、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等の取組等、スマート農業技術に対応した生産方式の変革を行う場合。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添1－1により事業実施計画を作成し、交付等要綱7の1に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長に提出する。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13の規定に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添1－1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添1－2により翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添1-3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、本要領本体第7の1(7)に基づく指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1-4により提出させるものとし、指導の内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

- 1 事業実施計画の作成に当たっては、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)に基づく実質化された人・農地プラン又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画や経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の水田収益力強化ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。
- 2 スマート農機(収量コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第5 その他

- 1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員に別添1-5によるチェックシート(以下「チェックシート」という。)を配布するものとする。
- 2 1によりチェックシートを受領した農業者は、チェックシートによる自己点検を実施し、事業実施主体へ提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、2により提出されたチェックシートを取りまとめ、第2の1の事業実施計画の提出と併せて地方農政局長に提出するものとする。

Ⅱ 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業

第1 定義

本事業において、「需要対応品種」とは、消費者や実需者からの需要があるにもかかわらず、十分な質及び量の供給が行えていない品種の米、麦、大豆であって、米については、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 輸出用に仕向けることを前提としているもの
- ② 加工用に仕向けることを前提としているもの
- ③ 中食・外食用に仕向けることを前提としているもの
- ④ その他品種の特性から消費者又は実需者による今後の需要拡大が見込まれるもの

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の各事業のメニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 多様なニーズに対応した種子供給体制の確立

複数の種子場が連携していること、又は種子場が種子供給先の複数都道府県の生産者と連携していること（以下「広域連携」という。いわゆる奨励品種については、複数都道府県域にまたがって連携している場合に限る。以下同じ。）により種子供給体制を効率化し、需要対応品種の種子を安定的に供給するため、以下のメニューのうち必要な取組を行う。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

ア 広域連携検討会議の開催

品種育成者（育成者権者又は育種家若しくはこれらと同等の知見を有する者。以下同じ。）や実需者、種子生産の広域連携参加者（都道府県、市町村、農業団体、農業者、民間事業者等）等により構成される広域連携検討会議を開催する。

イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄

需要対応品種等の種子を安定的に供給するため、広域連携により種子の供給を拡大することとなった場合に、不測の事態に備えて追加的な種子の生産及び備蓄を行う。

ウ 種子生産に係る技術検討会の開催

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、品種育成者、農業試験場、普及機関等により構成される技術検討会を開催する。また、必要に応じて種子生産に係る先進地の調査を行う。

エ 種子生産に係る実証を行うほ場の設置

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

オ 種子生産技術の普及

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の生産技術を普及するため、マニュアルの作成及び現地研修会を行う。

(2) 原種生産の効率化に必要な機械の導入支援

(1) の取組みに参加する種子場において、新たに需要対応品種の原種生産に取り組む、又は、原種生産の拡大に取り組む、それらの生産量を拡大する場合に、種子の生産・調製に必要な農業機械のリース導入又はレンタル

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 事業の対象となる米、麦、大豆が、需要対応品種であること。

(3) 事業実施主体が、以下の要件を満たしていること。

ア 1 (1) の取組を行う場合は、品種育成者及び実需者を含み、かつ、広域連携していること。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

イ 1 (2) の取組を行う場合は、1 (1) の取組を行うとともに、2 (4) の要件を満たすこと。

ウ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

エ 規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

カ 3の成果目標を立てていること。

(4) 農業機械等のリース導入又はレンタルに係る要件

需要対応品種の原種の生産拡大に伴う種子の生産性の向上及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）であり、次の基準を満たす機械リース導入又はレンタル（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ア 導入等する機械ごとに50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする。

イ リース導入する機械については、原則、新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械で

あって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 農業機械の範囲

農業機械の範囲は、需要対応品種の種子の生産拡大に必要なものであり、種子の生産・出荷量等に応じた適正な処理能力を有するものとする。ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- （ア） 農業機械のうち、トラクター、トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものを除く。）等、汎用性の高いもの。
- （イ） 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。
- （ウ） 導入等する機械の能力・規模が、受益面積の範囲等からみて不適なもの、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）。

エ 機械の利用条件

事業実施主体が、別添2—1の1に機械利用者を定める場合に限り、当該利用者は、事業実施主体が導入等した機械を利用することができる。

オ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （ア） 事業実施計画に記載された機械に係るものであること。
- （イ） リース事業者は原則として一般競争入札等で選定すること。
- （ウ） リース期間は法定耐用年数以内であること。
- （エ） 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- （オ） スマート農機（田植え機、コンバイン等）をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

カ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械ごとに次に掲げるa及びbの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2
以内

b リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

3 成果目標

- (1) 本事業の成果目標年度は事業完了年度の翌年度とし、成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業完了年度の翌年度の需要対応品種の一般種子の供給量として事業実施計画に記した目標数量まで増加させることとする。
- (2) 事業実施期間は、3年以内とする。

4 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) 必要性

- ア 取組の対象とする需要対応品種について、第1の定義における需要対応品種であることが客観的に示されているか。
- イ 取組の対象とする需要対応品種について、種子の供給に種子場間の連携が必要と認められるか。
- ウ 取組の対象とする需要対応品種について、第3の事業実施計画が需要対応品種の種子の供給量増加に資するものとなっているか。
- エ 取組の対象とする需要対応品種について、第3の事業実施計画が今後の普及が見込まれるものとなっているか。
- オ 喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。

(2) 費用対効果

- ア 事業の実施により得られる直接的な効果（以下「アウトプット」という。）が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- イ アウトプットが、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- ウ 事業の実施により得られる波及的な効果（以下「アウトカム」という。）の目標が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- エ アウトカムの目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- オ 事業による効果が事業実施期間後も継続的に発揮されると見込まれるか。

(3) 加算

申請者が以下の項目に該当していると認められるか。

ア 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。①から③まで及びイにおいて「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

- ① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画
- ② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ③ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画

イ 農業機械の自動走行・直進走行や機械収穫に適した形質を有する品種の導入、畝間の拡大、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等の取組等、スマート農業技術に対応した生産方式の変革を行う場合。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添2-1により事業実施計画を作成し、交付等要綱第7の1に基づき作成した交付申請書に沿って農産局長に提出する。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添2-1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2-2により成果目標の達成状況を、事業完了年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添2-3により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)の自己評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添2-4に記入するものとする。

(3) 農産局長は、(2)で作成した別添2-4について、評価検討委員会に諮るものとし、農産局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、農産局長は、評価検討委員会が意見聴取を行うとき、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(4) 農産局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 農産局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添2-5により提出させるものとする。

第5 その他

1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者に別添2-6を、民間事業者等に別添2-7をそれぞれチェックシート（以下「チェックシート」という。）として配布するものとする。

2 1によりチェックシートを受領した協議会構成員は、チェックシートによる自己

点検を実施し、事業実施主体へ提出するものとする。

- 3 事業実施主体は、2により提出されたチェックシートを取りまとめ、第3の1の事業実施計画の提出と併せて農産局長へ提出するものとする。

Ⅲ 大豆価格形成安定化事業

第1 事業の内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は次に掲げる事業を全て行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
 - （1）入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
 - （2）学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
 - （3）平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
 - （4）入札取引で大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
 - （5）その他入札取引を適正に実施するために農産局長が必要と認める事業

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添3－1により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3－2により農産局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別添3－3により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに農産局長に提出するものとする。

第4 その他

- 1 環境負荷低減を図るため、事業実施主体は別添3－4によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）による自己点検を実施するものとする。
- 2 事業実施主体はチェックシートを第2の事業実施計画の提出と併せて農産局長に提出するものとする。